

○逓信委員会

内閣提出法律案（五件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
22	郵便法の一部を改正する法律案	衆	六〇、二二三	付託 六〇、二二三 (予)可 六〇、四二三 議決 六〇、四三四 議決	付託 六〇、二二三 議決 六〇、四二八 議決 六〇、四一九 議決	
23	お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案 右により「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」の題名を「お年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」に改正	衆	二二三	付託 二二三 (予)可 四二三 議決 四三四 議決	付託 二二三 議決 四二八 議決 四一九 議決	
101国会 72	日本電信電話株式会社法案	(衆)	五九、四二〇	付託 五九、七五五 議決 五九、二二三 議決 五九、二三四 議決	付託 五九、二三四 議決 五九、二二九 議決 五九、二三〇 議決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆修 参本会議趣旨説明 参議院
101国会 73	電気通信事業法案		四一〇	付託 七五五 議決 二二三 議決 二三四 議決	付託 二三四 議決 二二九 議決 二三〇 議決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆可 参本会議趣旨説明 参議院
101国会 80	日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		四一六	付託 七五五 議決 二二三 議決 二三四 議決	付託 二三四 議決 二二九 議決 二三〇 議決	百一回国会 衆本会議趣旨説明 衆修 参本会議趣旨説明 参議院

逓信

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	六〇、三、五	付託 六〇、三、五 (予)承 議決 六〇、三、六 承認	付託 六〇、三、五 承 議決 六〇、三、九 承認	

NHK決算（二件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五九、二、一七 (第百一回国会)	付託 六〇、六、二〇 議決	付託 六〇、六、二四 議決	百一回国会 未了
日本放送協会昭和五十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	六〇、一、一八	付託 六〇、二、一 議決	付託 六〇、二、一 議決	

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通常郵便物の大きさの制限緩和

通常郵便物の大きさの最大限については、現行法では長さ四十センチメートル、幅二十七センチメートル、厚さ十センチメートルとなつていますが、これを万国郵便条約の大きさに合わせ、長さ六十センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計九十センチメートルに拡大すること。

二、料金後納の担保の省令委任

郵便料金を後納とする場合は、現行法では月額利用料金額の二倍以上の現金又は有価証券を担保として提供することとされているが、情勢の変化に弾力的に対応できるように、担保の提供条件を省令に委任すること。

三、転送料及び還付料の廃止

現行法では、小包郵便物又は書留郵便物を転送又は還付するときは、転送料又は還付料を納付することになつていますが、これを不要とすること。

四、その他の改正

郵便のあて名変更及び取戻しを請求できる郵便局の範囲の拡大、速達郵便物の還付の際の取扱いの迅速化、付

随的新サービス提供のための規定の整備など、サービス改善のための所要の改正を行うこと。

五、施行期日

昭和六十年七月一日

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、通常郵便物の大きさの制限の緩和、料金後納制度の改善、転送料及び還付料の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便利用の促進を図るため、お年玉つき郵便葉書以外にもくじ引きによる景品つき郵便葉書を発行できることとするほか、景品の単価の限度額の定め方を改めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して審査し、郵便事業の経営方針、小包郵便の利用回復施策、くじつき郵便葉書の景品のあり方、郵便局の将来ビジョン等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、両法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二三号）

#### 要旨

本法律案は、最近における郵便利用の動向にかんがみ、個人間の郵便利用の促進を図るため、現行法ではお年玉付郵便葉書に限られているくじ引番号付きの郵便葉書の発行を、年賀葉書以外の郵便葉書でも発行できることとするほか、くじ引により贈る金品の単価の上限を、現行の五万円から、郵便葉書の料額印面の五千倍に相当する金額に改め

ようとするものである。

#### 委員長報告

二一七ページ参照

日本電信電話株式会社法案（第一百回国会閣法第七二号）

#### 要旨

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、国内電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とするものとする。

二、会社は、その事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保

に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならないものとする。

三、政府は、常時、会社の発行済株式総数の三分の一以上の株式を保有するとともに、政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならないものとする。

四、新株等の発行、取締役、監査役の選任等の決議、定款の変更等の決議、事業計画、重要な設備の譲渡等については、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする。等会社の監督について所要の規定を設けるものとする。

五、政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六、会社の設立手続、日本電信電話公社の解散手続等について所要の規定を設けるものとする。

七、施行期日は公布の日から施行するものとする。ただし、

日本電信電話公社法等の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行するものとする。

なお、本法律案は、第一百一回国会、衆議院において、会社の附帯業務を郵政大臣の認可事項から除外する旨の修正が行われている。

#### 修正要旨

本法律案の第二条に、新たに公平な提供、公共の福祉の増進を加え、同会社の持つ責務の公共性をより一層明確化しようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

これら法律案につきましては、第一百一回国会の本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、簡単にその主要内容について述べさせていただきます。

まず、日本電信電話株式会社法案についてであります。第一は、国内電気通信事業を経営することを目的として日

本電信電話株式会社を設立し、その責務については、常に適正かつ効率的な経営に配慮するとともに、電話役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するほか、電気通信技術に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとしております。

第二は、政府は、常時、会社の発行済み株式総数の三分の一以上の株式を保有するとともに、政府保有株式の処分については、その年度の処分限度数につき、予算をもって国会の議決を経なければならぬこととしております。

第三は、新株の発行、取締役、監査役の選解任の決議、定款変更の決議、事業計画等については郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等会社の監督について所要の規定を設けようとするものであります。

第四は、附則において、政府は、会社の設立の日から五年以内に、会社のあり方について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、日本電信電話公社法等の廃止及びこれに伴う経過措置の規定は、昭和六十年四月一日から施行することといたしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の附帯業務を郵政大臣の認可事項から除外する旨の修正が行われております。

次に、電気通信事業法案についてであります。第一は、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止、利用の公平、重要通信の確保等について所要の規定を設けようとするものであります。

第二は、電気通信事業の種類を、みずから電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業と、第一種電気通信事業者から回線の提供を受けて電気通信役務を提供する第二種電気通信事業に区分し、それぞれ許可制及び届け出制としております。

ただし、特別第二種電気通信事業、すなわち不特定多数を対象とする全国的、基幹的な事業及び外国との間の事業については登録制にしようとするものであります。

第三は、第一種電気通信事業者は、電気通信役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとしております。

第四は、郵政大臣は、事業の許可、契約約款の認可等重

要な処分を行うに当たっては、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重して措置しなければならないものとしております。

第五は、附則において、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、その施行の状況について検討し、必要な措置を講じようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十年四月一日としております。

さらに、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案についてであります。第一は、電話設備費負担臨時措置法等を廃止するほか、有線電気通信法等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

第二は、会社の労使関係については、労働三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないものとするとともに、当分の間、国民経済及び日常生活に相当程度影響を及ぼすおそれがある場合、労働大臣の請求に基づき中央労働委員会の調停を行っている期間最大十五日間は争議行為をしてはならないものとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

また、本法律案は、衆議院において、会社の争議行為を制限する特例措置については、法律施行の日から三年後に見直しを行う旨の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行うとともに、第百一回国会において公聴会の開会、参考人の意見聴取、次いで閉会中においては、札幌市、福岡市、大阪市において地方公聴会を開催し、さらに今国会においては、内閣、地方行政、大蔵、社会労働、商工の各委員会との連合審査会を開会する等極めて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、三法律案に対して、中野委員より、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブを代表して修正案が提出され、次いで討論に入りましたところ、日本社会党大森委員より、原案に反対、修正案について評価はできるも反対、自由民主党・自由国民会議長谷川理事より、原案並びに修正案に賛成、日本共産党佐藤委員より、原案並びに修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、片山理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る通信主権の確保、情報基本法の制定、新電電株式の売却方法等十二項目の附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### 電気通信事業法案（第百一回国会閣法第七三号）

##### 要旨

本法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等による通信需要の高度化・多様化に対処するため、電気通信事業に競争原理を導入して、その効率化、活性化を推進するとともに、電気通信事業の公益性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすることにより、利用者の利益を保護し、電気通信の健全な発展を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとお

りである。

一、電気通信事業者が取り扱う通信の秘密の保護、検閲の禁止、利用の公平、重要通信の確保等について所要の規定を設けるものとする。

二、電気通信事業の種類を第一種電気通信事業（電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業）及び第二種電気通信事業（第一種電気通信事業以外の事業）とする。

三、第一種電気通信事業については郵政大臣の許可制とし、その許可基準を電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること等とする。

四、第二種電気通信事業を一般第二種電気通信事業（特別第二種電気通信事業以外の事業）及び特別第二種電気通信事業（電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供するものであつて当該設備の規模が政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するもの）に区分し、前者の事業は届出制、後者については



郵政大臣の登録制とし、一定の欠格事由に該当する場合等においては、その登録を拒否するものとする。

五、第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないものとする。

六、郵政大臣は、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、通信の秘密の確保に支障が生じる等利用者の利益等が阻害されると認めるときは、業務方法の改善等の措置をとることを命ずることができるものとする。

七、郵政大臣は、事業の許可、契約約款の認可等重要な処分をしようとするときは、政令で定める審議会に諮り、その決定を尊重して措置するものとする。

八、政府は、この法律の施行の日から三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

九、施行期日は昭和六十年四月一日とする。

#### 修正要旨

本法律案の第一条に、新たに国民の利便の確保、公共の福祉の増進を加え、本法の目的をより一層明確にしようとするものである。

するものである。

#### 委員長報告

二一九ページ参照

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百一回国会閣法第八〇号）

#### 要旨

本法律案は、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴い、関係法律の廃止及び改正を行うとともに、所要の経過措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、日本電信電話株式会社法の施行関係

(一) 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法を廃止する。

(二) 日本電信電話公社が改組され日本電信電話株式会社となつた後も、引き続き共済制度を適用することとする。

(三) 日本電信電話株式会社の労使関係については、労働

三法によることとし、公共企業体等労働関係法は適用しないこととするとともに、当分の間、国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合、労働大臣の請求に基づき、中央労働委員会が調停を行っている間（その期間が十五日間を超えるときは十五日間）は争議行為をしてはならないこととする。

(四) 日本電信電話公社法の廃止に伴い、同法及び日本電信電話公社の名称を引用している関係法律について、引用部分の削除、名称の変更等所要の改正を行うこととしている。

## 二、電気通信事業法の施行関係

(一) 電話設備費負担臨時措置法を廃止する。

(二) 有線電気通信法及び電波法等の関係法律中、公衆電気通信業務の一元的運営を前提とする規定について所要の改正を行うこととしている。

(三) 公衆電気通信法の廃止に伴い、同法及び同法中に規定されている公衆電気通信役務等の用語を引用している関係法律について、引用部分の削除、用語の変更等の改正を行うこととしている。

## 三、施行期日

昭和六十年四月一日

なお、本法律案は、第一百回国会、衆議院において、日本電信電話株式会社の争議行為に関する規定を施行の日から三年後に見直す旨の修正が行われている。

## 修正要旨

国際電信電話株式会社の附帯業務について、郵政大臣の認可事項から除外し、同会社の経営の自主性を一層高めようとするものである。

## 委員長報告

二一九ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
(閣承認第一号)

## 委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和六十年年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収入三千三百八十億九千万円、事業支出三千二百八十四億九千万円で、事業収支は九十六億円の黒字となっておりますが、このうち八十九億円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の七億円を翌年度以降の財政安定化財源としてその使用を繰り延べることといたしております。

また、事業計画におきましては、その重点をテレビ・ラジオ放送網の拡充、衛星放送等ニューメディアの実用化、視聴者意向に即した放送番組の刷新、広報・営業活動の積極化、事業運営の効率化などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、放送衛星二号bの打ち上げ体制、ニューメディアの将来展望、国際放送の受信改善と番組の国際交流、技術革新に即応した放送法制の見直しなどの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党の堅持、ニューメディアの計画的導入、衛星放送の正常運用の確保等五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。以上、御報告申し上げます。

日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

#### 委員長報告

ただいま議題となりました「日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書」につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十七年度末にお

ける財産状況は、資産総額二千五百二十四億一千五百万円、負債総額一千四十八億一千六百万円、資本総額一千四百七十五億九千九百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千八百七十七億四千六百万円に対し、経常事業支出二千八百六億二千八百万円であり、差し引き経常事業収支差金は七十一億一千八百万円となっております、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は七十一億一千六百万円となっております。

この当期事業収支差金は、翌年度の事業収支不足額を補てんするための財源に充てております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかをはじめ、公共放送としてのNHKのあり方、放送衛星ゆり二号の打ち上げ延期等の諸問題について、政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。